

19川監公第1号

平成19年1月24日

川崎市職員措置請求に係る監査の結果について

(公表)

平成18年11月28日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿川隆
同	奥宮京子
同	小林貴美子
同	西村英二

(別紙)

18川監第775号

平成19年1月24日

永井龍男様

川崎市監査委員 鹿川 隆

同 奥宮 京子

同 小林 貴美子

同 西村 英二

川崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成18年11月28日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

[請求内容]

平成18年11月28日

川崎市監査委員殿

住所 (略)

監査請求人 永井龍男

住民監査請求書

監査請求人は、地方自治法第242条1項に基づいて、別紙事実証明書を添付のうえ、必要な措置を請求する。

一 監査請求人について

住所、氏名、職業、電話番号 (略)

二 請求の要旨

1 監査請求の対象

- (1) 別紙公有地目録記載の2筆の土地(以下、この2筆の土地を一括して、「本件公有地」という)は、登記簿上の所有名義が、内務省であるものの、いつの時点か不明であるが国から川崎市に譲与され、川崎市が所有し、かつ川崎市職員が管理義務を負担する土地である。
- (2) ところが本件公有地は道路として一般市民の利用に供されるべきものであるにもかかわらず、現状、川崎市高津区下作延巳ノ谷〇〇番〇を主たる建築敷地として平成18年3月30日ころ建築されたX所有の地上3階建鉄筋コンクリート造地上3階建共同住宅・車庫(建築面積

135.48平方メートル)の敷地にとり囲まれ、同建物の1部及び植栽により占拠されている。

ちなみに隣接地の登記簿上の面積は、171.90平方メートルであるが、建築確認申請のうえでのその敷地面積は、実に217.59平方メートルとされている。

(3) Xは、本件公有地について何らの占有権原を有するものではない。

2 怠ることの違法、不当性

したがって、公有地所有者、管理者たる川崎市としてはXに対し、不法占拠にかかる建物部分及び植栽の撤去を求め、または使用料相当の損害金の支払を求めることがその職責上当然の義務であるのに、これをしないで放置し、適切な財産管理を怠っている。

3 求める措置の内容

監査委員は、川崎市長に対し、下記の措置を講ずるように勧告せよ

記

市長は、隣接地所有者との間で官民境界を確定し、確定された境界から本件公有地に越境する部分の建物・植栽を撤去させて、本件公有地の占有を市に回復するため、必要な措置をとること

三 事実証明書

- 1 登記簿謄本 (写 本件公有地)
- 2 同 上 (同上)
- 3 同 上 (隣接地)
- 4 公 図 (写)
- 5 建築計画概要書 (写)
- 6 誤記訂正願 (写)

以上

公有地目録

次の2筆の土地(所有はいずれも川崎市高津区下作延字巳ノ谷)

- 1 地 番 4 9 4 番 2
地 目 公衆用道路
地 積 2 5 7 平方メートル
- 2 地 番 4 9 5 番 1
地 目 公衆用道路
地 積 2 6 平方メートル

(以上、登記簿の記載による)

※請求書本文について、一部個人の氏名等を省略又は匿名、一部地番を記号化したほか、原文のまま記載した。

[結果]

第1 請求の受理

本件措置請求は、平成18年11月28日付けで提出された。

請求対象である高津区下作延494番2（以下「土地A」という。）及び495番1（以下「土地B」という。）の2筆の土地（以下、一括して「本件土地」という。）は、請求書に事実証明書として添付された登記簿謄本によれば、地目は公衆用道路であり、内務省所有（明治35年10月18日保存登記）となっていたが、平成17年1月1日付けで神奈川県知事から本市に譲与する旨の通知文書が送付されていることを確認した。

したがって、本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、平成18年12月14日付けでこれを受理し、監査対象局を建設局及び高津区役所とした。

第2 監査の実施

1 現地の確認

平成18年12月18日、現地を調査し、本件土地と現況道路等の確認を行った。

2 請求人の陳述

監査実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定に基づき、平成18年12月21日、請求人から陳述の聴取を行った。その際、証拠として建築審査会裁決書など全3点の書類及び写真2点（平成17年11月撮影）が追加提出されたので、これを受理した。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、建設局及び高津区役所の関係職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

3 関係職員の陳述

平成18年12月21日、関係職員から陳述の聴取を行った。

関係職員の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

4 監査対象事項

本件措置請求の内容、請求人及び関係職員の陳述を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 道路敷地の一部である本件土地について、不法占拠されているか
- (2) 川崎市は違法又は不当に財産の管理を怠っているか

5 監査の期間

平成18年11月28日から平成19年1月23日まで

第3 監査の結果

1 請求人の主張

陳述の際、請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

請求人が代表取締役を務める法人Y（以下「Y」という。）は、本件措置請求に係る現在X所有の共同住宅（以下「本件共同住宅」という。）の敷地〇〇番〇（以下「土地C」という。）に隣接する〇〇番〇（以下「土地D」という。）を所有している。

Yは、昭和43年に土地Dを購入し、以来当地において事業を営んでいる。昭和53年、高津土木事務所（現在の高津区役所建設センター）の職員が来訪し、Yが占有使用している土地には官地である471番2（以下「土地E」という。）の一部が入っているとの理由で境界査定すると言われ、道路との境界杭を打たれたが、それを受け入れた。

それから数年後、Yは当時内務省名義であった前記土地Eの一部の払下げを申請しようとした。しかし、その際に必要な境界査定について、土地Dに隣接する土地Cの所有者であったZ（Xの被相続人）は、Z所有地には官地が入っていないとの理由で応じず、境界査定が実現できなかった。

また、土地払下げには町内会長の同意が必要であったが、Zは当時町内会長でもあったことから、払下げはできないと諦めていた。

平成11年にも土地問題の解決を再度試みたが、同様の理由でZに拒絶され、進展しなかった。現況では、土地Dは道路に接道していないとみなされるおそれもあって売買もできないため、会社経営上、今後の事業展開を図る上で支障ともなっている状況にある。

Xは平成17年に土地Cを敷地として本件共同住宅の建築確認を得たが、Yはその敷地に本件土地（土地A及び土地B）の一部が含まれているとして、建築確認処分の取消しを求めて川崎市建築審査会に対して審査請求を行った。

その審査請求は棄却されたが、裁決書には、高津区役所建設センターは本件土地（土地A及び土地B）と本件共同住宅敷地（土地C）との境界査定は終わっていないと主張している旨及び境界査定が確定した後に本件共同住宅が不適法な建築物とならないよう高津区役所建設センターと建築主は早急に協議すべき旨、記載されている。

2 監査対象局の説明

陳述の際、関係職員が説明した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 道路管理の概要について

川崎市は、道路法（昭和27年法律第180号）で規定する国土交通大臣が指定する区間を除く国道のほか、県道及び市道の合計約2,400kmの延長を管理している。本市の道路管理範囲を明確にすることを目的として、土地境界査定業務及び道路台帳整備業務を行っている。

(2) 土地境界査定業務について

道路と民有地との境界を明確にする土地境界査定業務を土地境界査定取扱規則（昭和27年川崎市規則第10号）に基づき行っている。

土地境界査定申請の流れは、次のとおりである。

- ① 査定申請
- ② 受付及び手数料徴収
- ③ 地積測量図の有無や公図など関係資料の検討及び現地調査
- ④ 土地境界の管理者案の作成
- ⑤ 申請人や関係土地所有者との現地での立会協議
- ⑥ 協議が成立すると、申請人及び関係土地所有者から承諾書（署名、押印済み）の受領
- ⑦ 境界杭などの設置
- ⑧ 道路台帳図への記載

(3) 監査請求対象地に関する経過と概要について

- ア 本件土地を含む道路敷地は、神奈川県道として管理されていたが、昭和36年4月6日付けで本市が管理する市道となり、現在は市道下作延第70号線である。市道移管時の土地所有者は内務省であったが、本市が国に譲与申請を行った結果、平成17年1月1日付けで本市の所有地となったものである。
- イ 昭和53年に土地Dの所有者Yから土地境界査定申請があり、関係資料の調査や関係土地所有者との協議を行ったところ、本件共同住宅の敷地である土地Cの当時の所有者Z以外の関係土地所有者から承諾を得ることができたので、一部を除き境界を確定した。
- ウ 平成17年7月、本件共同住宅が所在する土地C及びその北側に隣接する〇〇番〇（以下「土地F」という。）の所有者Z名義で高津区役所建設センターに土地境界査定申請書の提出があり、改めて土地境界査定に必要な関係資料を調査した。また、Zの相続人Xら（以下「X等」という。）が土地C及び土地Fとして占有使用する部分について、建設センターが測量を行ったところ、現況地積が公簿地積を上回っていることが確認された。

道路台帳図では、土地A、土地B及び土地Eを含む道路と民有地である土地C及び土地Dとの境界線には約4mの段差があるが、法務局公図においてはその境界線はほぼ直線である。

したがって建設センターは、法務局公図に沿って段差を解消する管理者案を提示し、平成17年12月26日、X等と立会い、協議を行った。

エ しかしながら、X等は、道路と自己所有地との境界は、過去の土地境界査定において確定しているとして、協議が成立せず、管理者案に対する承諾を得ることができなかった。

(4) 監査請求に関する本市の考え方について

ア 本市は、国から譲与を受けた土地の一部が隣接地所有者の側に存在すると考え、X等に対し、新たな土地境界の管理者案を提示したが、承諾を得ることができず、道路台帳図を修正できなかったもので、違法、不当に財産管理を怠っているものではない。

イ 引き続き、新たな土地境界の確定に向け、本件土地の隣接地所有者X等と協議を行っていきたいと考えている。

なお、協議が成立しなかった後、陳述の日まで交渉はしていない。今後、協議を再開予定ではあるが、具体的なスケジュールは未定である。また、境界確定については訴訟によらず両者の合意によって行うことを基本と考えている。

3 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類や現地の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 国からの本件土地の譲与について

本件土地については、市道下作延第70号線を含む高津区（梶ヶ谷地区を除く）、麻生区高石地区、幸区北加瀬地区の一部、宮前区菅生地区

の一部に所在する道路敷とともに、道路法第90条第2項の規定に基づき、平成16年11月15日付けで川崎市長から神奈川県知事あて国土交通省所管国有財産の譲与申請を行い、平成17年1月1日をもって譲与する旨の通知を同日付けで受けていた。

それ以前において、本件土地は道路の用に供されている国有財産として、道路法第90条第2項及び道路法施行法（昭和27年法律第181号）第5条第1項の規定により、道路管理者である川崎市に無償で貸し付けられたものとみなされている。

ただし、平成17年1月1日付け当該通知文書には、「なお、譲与に伴って必要とする登記については、貴職において行ってください。」と記載されているが、未だ所有権移転登記は行われていない。

(2) 関連する土地について

本件措置請求に関連する土地の地目、地積、所有者等について、平成18年12月18日、登記簿謄本により調査したところ、末尾の土地調書（別紙）のとおりであった。

(3) 本件措置請求に係る土地境界の査定に関する事務分掌及び関連規定について

ア 事務分掌

本件措置請求に係る土地境界の査定に関する事務は、高津区役所建設センター管理課及び建設局土木管理部管理課が担当である。

区役所建設センター管理課は、道路、河川及び水路の境界確認及び権原調査に関することが事務分掌とされ、土地境界査定業務の実務を担っている。建設局土木管理部管理課は、道路、河川及び水路の境界確認及び権原整理に関することが事務分掌とされている。

イ 土地境界査定取扱規則における境界査定の実施等に関する規定は、次のとおりである。

(査定前の調査、査定の実施等)

第3条 市長は、土地境界査定申請書を受理したときは、申請に係る土地に関して必要な事項及び隣接地の所有者を道路台帳、公図、登記事項証明書等により調査し、速やかに土地境界査定を実施するものとする。

2 前項の規定による調査を行い、速やかに査定を実施できない場合は、その理由を申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による査定のほか、市長は、道路等の管理上必要が生じた場合は、土地境界査定を実施することができる。この場合において、当該境界査定については、第1項並びに次条及び第5条の規定を準用する。

(4) 境界査定申請件数について

区役所建設センターが受けた平成17年度の境界査定申請件数は、全市では812件で、高津区役所では146件である。

なお、申請に基づく境界査定が不成立になった場合は、通常、再申請や道路管理上必要が生じた場合などの機会を捉えて、関係土地所有者と立会協議を行っている。

(5) 道路台帳について

道路管理者は、道路法第28条の規定に基づき、その管理する道路の台帳を調製、保管しなければならない。道路台帳は調書及び図面をもって組成される。図面は、道路の区域の境界線、道路幅員、町丁名等を記載しているものである。

本市では、昭和34年の道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）の改正とともに道路台帳図の作成に着手し、昭和52年までに、おおむね全市域にわたって整備している。その後も、道路の認定、廃止、区域の変更などの道路法の手続に伴い、随時、道路台帳図に記載された

境界線の抹消や加筆を行っている。

なお、市道下作延第70号線の道路台帳の主な記載事項は、次のとおりであった。

道路の幅員 5.60mから17.00m

路線の延長 1,177.98m

道路の敷地面積 8,228.89㎡

(6) 本件共同住宅について

ア 請求人が市有地を不法占拠していると主張する本件共同住宅は、登記簿謄本により調査したところ、平成18年3月31日、所在高津区下作延〇〇番地〇、所有者Xとして所有権の保存登記が行われていた。

また、土地Cは、本件共同住宅の所有者であるXほか2名の共有となっており、平成17年10月6日にZから相続により所有権の移転登記が行われていた。

イ 事実証明書として提出された建築計画概要書によれば、本件共同住宅の建築確認申請については、指定確認検査機関が平成17年7月15日に受付け、8月18日に建築確認処分が行われていた。

ウ Yは、平成17年10月21日付けで、建築基準法（昭和25年法律第201号）第94条第1項に基づき、本件共同住宅に係る建築確認処分の取消しを求める審査請求を川崎市建築審査会に提起していた。

この審査請求に係る公開による口頭審査の実施に際し、関係人として川崎市長が出頭を求められ、高津区役所建設センター職員（3名）が12月1日開催の建築審査会における口頭審査に出頭し、本件共同住宅敷地と道路敷地との境界査定の状況等について説明をしていた。また、この口頭審査には、請求人も審査請求人として出席しており、補佐人とともに陳述等を行っていた。

平成17年12月26日、同審査会は、当該審査請求を棄却すると
の裁決を行った。裁決書の謄本は、関係人である川崎市長あてにも送
付され、高津区役所建設センターは12月28日に収受している。

なお、裁決書の中には、請求人が陳述したとおりの内容が記載され
ていた。また、建築計画概要書に記載された本件共同住宅に係る敷地
面積217.59㎡の算出根拠についての具体的な記述は見当たらな
かった。

(7) 本件土地に係る土地境界査定の経過について

ア Yからの申請により実施された境界査定（昭和53年）

関係職員が陳述の際に説明した昭和53年高津土木事務所実施の道
路の土地境界査定時の承諾書では、土地Dの所有者Yの記名、押印と
〇〇番〇の土地所有者の署名、押印が認められる。

イ 道水路台帳補正測量に伴う境界査定（昭和53年）

上記アとは別に、同じく昭和53年には土地C、土地D及び土地F
を含む周辺地域について、道路台帳補正測量を実施している。

監査対象局によれば、これは、道路法第18条及び道路法施行規則
に基づき、道路管理者としての市が道路区域を決定するためのもので
あって、財産上の境界確認ではないとのことである。

その成果である昭和54年1月作製の関係書類「道水路台帳補正測
量（其の3）川崎市高津区久本・末長他境界査定承諾書」によれば、
昭和53年11月30日に立会いの上、市の提示した市道区域につい
て、土地C及び土地FについてZから承諾を得ている。また、土地D
については「個人査定で済」と記載されている。現在の道路台帳図は、
これを踏まえた内容となっているものである。

平成18年12月18日、現地を調査したところ、本件共同住宅が
所在する土地と現況道路との間には、境界標が3箇所あったが、これ

は、現在の道路台帳図と符合している。なお、現地調査の際、本件共同住宅は当該境界標を越えて、現況の道路を占有している状況ではなかった。

ウ Z名義の申請により実施された境界査定（平成17年）

関係職員が陳述の際に説明した平成17年高津区役所建設センター実施の道路の土地境界査定の処理経過は、おおむね次のとおりである。

- ① 平成17年7月7日、Z名義で土地境界査定申請があった。
- ② 建設センターは、当該申請を受け、境界査定の施行箇所を「下作延 〇〇-〇 ~ 〇〇-〇」として、同年11月に土地境界査定管理者案を作成し、12月26日以降、順次、申請者及び関係土地所有者に提示した。なお、申請名義はZであったが、Zは既に死亡していたため、管理者案の説明は、Zの相続人であるX等に対して行った。
- ③ 管理者案について、関係土地所有者からの承諾は得ることができたが、申請名義人の相続人であるX等の承諾は得られなかった。なお、土地Dについては、Yから平成18年1月23日に承諾を得ている。
- ④ 同年1月31日、当該境界査定申請に対し、「境界成立（一部不成立）」として、査定を終了した。
- ⑤ 監査対象局によれば、X等が土地C及び土地Fとして占有使用する部分の側に存在すると考えられる道路敷地の面積は、管理者案で計算すると30.89㎡とのことである。

4 監査委員の判断

本件土地について、不法占拠されているか、また、その管理を怠る事実が存在するか否か、さらに川崎市に損害が生じているかについて、事実関係の確認に基づき、以下検討する。なお、請求人は、陳述の際に、Yの官

有地の払下げ要請が長期間にわたって実現していない旨を本件措置請求の背景として説明しているが、そのことと本件措置請求とは、直接的な関わりは見出し得ないところである。

(1) 道路の管理について

ア 一般に、公有財産の管理は、公物管理と財産管理の二つの側面を有しており、前者が行政目的を実現するために支障のない状態に維持する管理であるのに対し、後者は財産的価値を維持・保全するための管理とされている。

住民監査請求の対象となる財産の管理とは、公有財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為とされている。

(最高裁判所平成2年4月12日判決)

また、道路の財産管理性に関しては、次のような裁判例がある。

「(1) 地方自治法242条の2に定める住民訴訟の対象となるのは、同法242条1項に定める財務会計上の行為又は怠る事実である。これを本件のような道路の管理の問題についていうと、その執行機関又は職員の行為が道路敷地について有する財産的価値に影響を及ぼす場合には、その作為又は不作為が住民訴訟の対象となるが、財産的価値に何ら影響を生じさせないような場合は、その作為又は不作為は、道路管理者の道路行政上の問題となることはあっても、住民訴訟の対象とはならない。すなわち、道路の管理といっても、道路としての機能の維持・発揮に支障が生じないようにするための道路行政上の管理の面と、その財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理の面とがあり、住民訴訟の対象となるのは、後者の財産的管理に限られ、前者の道路行政上の管理はその対象にはならないというべきである。

(2) 道路法上の道路の利用に関する法律関係は、道路法上の道路管

理者が道路敷地について権原を取得して、これを利用者の利用に供するものである。そうすると、第三者が道路の敷地を占有する場合には、場所的に狭く、時間的に恒常性がないなどの限局的、一時的な場合は別にして、それ以外は、一般的に道路が本来の目的に供されないことになり、道路管理権の行使に支障をもたらすことになるとともに、道路敷地の所有権の行使が阻害されることになるので、敷地の財産権の管理の問題ともなる。」

(東京高等裁判所平成15年4月22日判決)

イ そして、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る」とは、誠実な管理執行義務（法第138条の2）等に反するような、ずさんな管理を指すものと考えられ、さらに、「財産の管理を怠る事実」とは、「公有財産を不法に占有されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等」（行政実例昭和38年12月19日）とされている。

ウ なお、道路管理に即していえば、道路境界と財産境界の少なくとも二つの概念があり、両者は必ずしも一致するものではない。

(2) 不法占拠の有無について

ア 請求人は、本件措置請求において、本件共同住宅の一部及び植栽により道路敷地が不法占拠されていると主張している。不法占拠されているとする理由として、本件共同住宅の建築確認申請における敷地面積が登記簿上の面積を上回っていることを挙げている。そして、この点については、前記関係職員の陳述においても「測量を行ったところ、現況地積が公簿地積を上回っていることが確認された」と説明されている。

しかしながら、建築計画概要書に記載された敷地面積について、裁決書には具体的な記述は見当たらない。また、建築確認に際しては、建築物の敷地について、その使用権限の有無等の私法上の法律関係は

審査対象とされておらず、敷地の実情が申請書の記載と符合するか現地調査を行う義務もない。

一般に、登記簿上の面積は必ずしも実測面積を表示しておらず、また、仮に本来の敷地を越えた状況があるとした場合であっても、それは必ずしも道路敷地側との関係においてのみ発生するものでもない。

したがって、本件共同住宅敷地の建築確認申請上の面積が単に登記簿上の面積を上回っていることのみでは、不法占拠していることまでの判断はできない。

イ 請求人も、措置請求の内容として、まずX等との間で官民境界を確定することを求めており、不法占拠されていると主張する道路敷地について、未だ確定されていない実態を認識している。

ウ 現在の道路台帳図に示されている土地Aと土地C・土地F間の境界は、昭和53年当時、道路台帳補正事業において、市の提示した市道区域について土地C及び土地Fの所有者Zが承諾した結果である。少なくとも現時点では、それが道路区域として確定しているものであり、その区域を越えてまで本件共同住宅及び植栽が道路を占有している現況にはない。

エ 高津区役所建設センターは、土地境界査定申請に基づき、平成17年7月以降、法務局公図を含め、改めて必要な関係資料を調査した上で、財産境界を確定するための管理者案を作成し、X等に提示したが、承諾は得られなかった。この管理者案は財産境界についての市側の認識を示したものであるが、このように、結果としてX等の承諾が得られず財産境界が確定していない以上、現状では、不法占拠されていることまでは判断することはできず、また、使用料相当の損害金が生じているということもできない。

なお、公図については、国土交通省のホームページにおいて、平成

18年11月24日から、「都市部における公図と現況のずれ」を公開しているように、現在でも多くの地域において明治初期の地租改正に由来する図面等（公図）が登記所に備え付けられ、筆界確認の参考資料として使われているが、これらには精度の低いものが含まれていることにも留意する必要があるものとする。

オ 境界確定に関し相反する考え方がある場合、その確定は最終的には境界確定訴訟を通じて行うほかはなく、監査委員において客観的な境界を確定することはできない。

(3) 財産管理の違法性又は不当性について

ア 上記(2)で述べたとおり、Xによる不法占有の事実が確定できない以上、川崎市長において、財産管理行為として、建物・植栽を撤去する等の不法占有を排除する権利はなく、義務もない。

イ しかしながら、境界査定の管理者案は、過去の経過も踏まえながら検討を重ねて、国から譲与を受けた土地の一部が隣接地所有者（X等）側に存在すると考えて策定されたものである。

もし、当該管理者案のとおりであるとすれば、市の管理所有する道路敷地の一部がXによって占有されていることになり、その占有は恒常的で、面積も30.89㎡と小さくないことから、道路敷地の財産価値の維持・保全に関わる財産的管理の問題が生じることになる。

したがって、市においては、速やかに境界確定を行うべきである。境界確定は、できる限り、土地境界査定手続によって承諾を得るべきであるが、承諾の見込みがない場合、あるいは長期間協議ができない状態が続いている場合は、境界確定訴訟を通じて確定せざるを得ない。承諾の見込みがなく、あるいは長期間協議できない状態が続いているにもかかわらず、長期にわたり漫然とこれを放置する場合は、違法又は不当に財産管理を怠ることになる。

ウ この点、関係局は、境界査定を「成立（一部不成立）」として終了した後、約1年間、X等との協議を行っていない。承諾を得られなかった後、一定の中断期間を置くことは理解できるものの、合理的な理由もなく長期にわたり中断することは望ましくない。しかしながら、約1年間の協議中断をもって、直ちに、長期にわたり境界確定を放置し、違法又は不当に財産管理を怠ったとまで断定することはできない。

以上のことから、違法、不当に財産管理を怠っているという請求人の主張には理由がないものと判断せざるを得ない。

よって、本件措置請求については、合議により棄却する。

(付言)

以上のことを踏まえると、今後、市として、長期間にわたって境界確定のための手続を進めずに放置するならば、その不作為は違法性又は不当性を帯びてくるおそれがあることは否めない。

したがって、本件措置請求に係る境界を確定させるため、今後、関係者との合意に向けて努力するとともに、合意が整わない場合は、境界確定訴訟の提起も検討されたい。

なお、本件土地を含めて平成17年1月1日付けで本市に譲与されている道路敷地については、速やかに登記を行うよう要望する。

(別紙)

土地調書

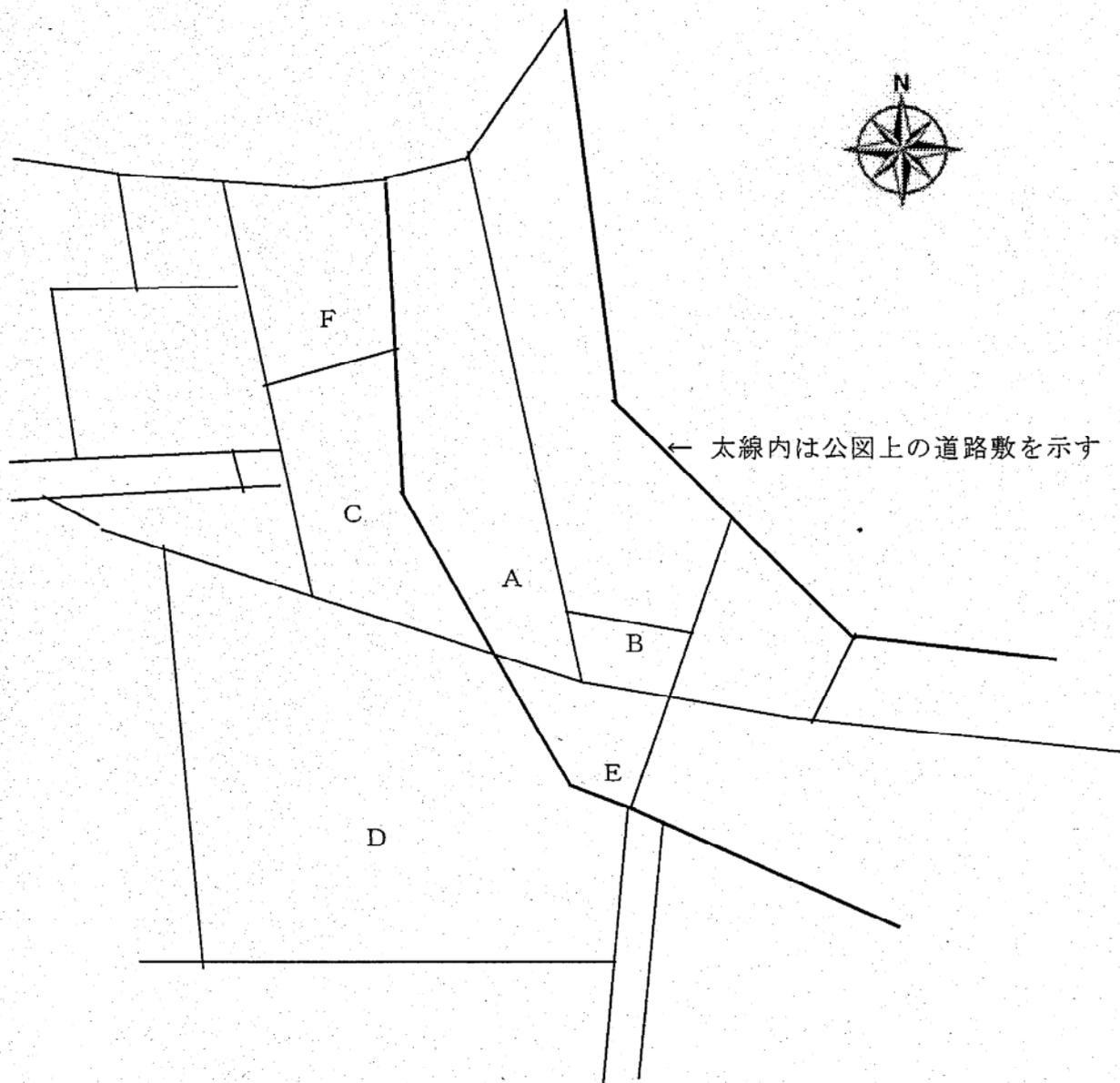
平成18年12月18日現在

(単位：㎡)

記号	地番	地目	地積	所有者	備考
A	494-2	公衆用道路	257	内務省	明治35年10月18日保存登記
B	495-1	公衆用道路	26	内務省	平成17年1月1日川崎市に譲与
C	〇〇-〇	宅地	171.90	Xほか (共有)	平成17年10月6日移転登記 平成17年5月5日相続
D	〇〇-〇	宅地	605.02	Y	昭和43年7月17日売買
E	471-2	公衆用道路	72	内務省	明治35年10月18日保存登記 平成17年1月1日川崎市に譲与
F	〇〇-〇	宅地	175.20	Xほか (共有)	平成17年10月6日移転登記 平成17年5月5日相続
—	495-2	公衆用道路	(略)	内務省	明治35年10月18日ほか保存登記 平成17年1月1日川崎市に譲与
—	455-2	公衆用道路			
—	456-2	公衆用道路			
—	459-2	公衆用道路			
—	〇〇-〇	宅地	98.34	(略)	
—	〇〇-〇	畑	363	(略)	
—	〇〇-〇	畑	56	(略)	

※位置関係については概略図参照のこと

(公図を基に作成した概略図)



※この図は、本件措置請求に係る土地の位置関係の概略を示すものであり、実際の公図の形状とは必ずしも一致していない。